

(保育所版)

令和5年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

松山市立道後保育園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：松山市立道後保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 亀田 陽子	定員（利用人数）：120名（95名）
所在地：松山市 道後姫塚123-1	
TEL：089-931-4379	ホームページ： http://www.dougohoikuen.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和26年5月31日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和泉蓮華会	
職員数	常勤職員：19名 非常勤職員 15名
専門職員	（専門職の名称）
	保育士 21名 栄養士 1名
	看護師 1名
施設・設備の概要	（居室数）
	（設備等）
保育室8、調乳室1、子育て支援室1 調理室1、職員室、更衣室	
鉄筋コンクリート造2階建て	

③理念・基本方針

＜松山市公立保育園の基本理念・基本方針＞

1. 子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
2. 生涯にわたる「生きる力」の基礎を培うことを目標に、保育所での環境を通して、養護と教育を一体的に行います。
3. 保護者や地域の子育て家庭への支援を行います。

＜道後保育園の保育方針＞

1. 主体性を育み、豊かな人間性を持った幼児を育てる。
2. 様々な経験や体験を通して、自己肯定感を高める。
3. 家庭や地域との連携を通して、健全な幼児を育む。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育園・保護者・地域がそれぞれと連携して、未来を担う「社会の宝」である子ども一人ひとりを、心身ともに健やかに育成することを目指し、豊かな体験ができるよう工夫している。

園では「交通安全」をテーマにした活動に力を入れ、平成27年2月に「ジュニア交通安全隊アトム」を結成し、年長組が活動を引き継ぎながら、毎年、地域の交通安全啓発活動を行っている。

道後地区という観光地の特色を活かし、様々な地域行事に参加し、地域の文化に触れながら社会性を培うとともに、法人が理念として掲げている「ふるさとみいたな町づくり」を目指し、様々な地域交流体験を保育に取り入れている。

また、観光地でありながら、近隣にある自然に恵まれた道後公園や石手寺などの環境や社会資源を活用し、豊かな自然体験から、四季の移り変わりに応じた自然とのふれあいの楽しさや生命の大切さを学んでいる。

(保育所版)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年4月13日(契約日) ~ 令和5年11月2日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	3回(平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

当園は、平成24年4月に松山市から社会福祉法人和泉蓮華会に運営委託された公設民営の保育所である。観光地で歴史ある文化の街、道後地区に立地する特色を活かして、コロナ禍が続いていた中においても、可能な限り子どもと一緒に地域行事へ参加協力するとともに、日常的に交通安全を呼びかける地域貢献活動を行い、地域に根差した保育所運営を行っている。また、併設している地域子育て支援センターを活用し、地域の子育て家庭からの相談に応じるなど、積極的に子育て支援に取り組んでいる。子どもは、乳幼児期から、日常的に地域の伝統文化に触れる機会があるほか、地域住民との交流を通して、豊かな感性を育み、社会性が養われている。

法人関連機関の歯科医院から歯科衛生士を迎えて、月1回子どもの口腔チェックや歯磨き指導を実施するほか、自然の中でのびのび活動できるふれあい自然体験を行うなど、充実した体験活動を行っている。

園が掲げる「期待する保育士像」には、子ども一人ひとりの人権に配慮した接遇が明示され、職員への周知徹底を図っている。また、定期的なセルフチェックや保育評価表を活用して、職員自らの保育実践を振り返り、自己の課題や評価を園全体の自己評価に繋げ、組織的な保育内容の改善や専門性の向上に努めている。

園長は、年2回全ての職員と面談を行い、職員が意欲をもって業務に取り組めるように、一人ひとりの目標達成に向けた助言を行っている。また、職員の就労状況や意向を把握し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

今回が3回目の第三者評価の受審で、前回の受審から、より具体的な安全管理体制が整備された災害対策のほか、保育マニュアルの内容の充実が図られるなどの改善が行われ、安心安全な保育の質の向上の取り組みが、組織的かつ継続的に行われている。

◇改善を求められる点

中・長期計画及び単年度計画は、財務面と事業面の両面を考慮して策定することが望ましいため、園長は園の経営状況を法人本部と情報共有を図りながら、より内容の充実に向けた取り組みが行われることを望みたい。

重大事故の発生防止については、ヒヤリハットや事故報告書などの収集や分析が重要となるため、担当職員を決めて、組織的に要因分析や事故防止対策が行われることを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審にあたり、職員全員で準備に取り掛かることで、改めて運営や保育について振り返る大変良い機会となりました。外部の方に審査、評価いただくことで、当園の長所や課題が明確となり、職員の自信と意欲に繋がったように思います。特に評価いただきました地域との繋がりについては、今後も継続した交流を大切にし、課題についてはより良い運営や保育に繋がるよう園全体で改善に努め、質の向上に取り組んで参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市公立保育園の基本理念・基本方針と園独自の保育方針を明文化している。年度初めに、保護者には、入園のしおりやパンフレットを配布して説明を行うほか、職員には、職員会議で説明をしている。また、法人の理念等はホームページに掲載し、職員会議で職員に周知を図るとともに、保護者には閲覧の案内をしている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、市行政等と連携し、事業経営を取り巻く制度改正の動向などの現状把握に努めている。また、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、地域子育て支援センターの利用者を通して、地域の福祉ニーズを把握している。さらに、経営状況は、法人本部と園長が連携し、定期的に園児数の推移や収支状況等を共有し、運営面と経営面から分析を行っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>財務管理は法人本部が担い、法人内の定期的な会議の中で、経営内容検討表などの経営課題が明示され、園長と課題解決に向けた具体的な取り組みを共有している。また、把握した経営課題等の情報は、園長から職員へ周知するとともに、継続的に課題改善に向けて取り組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づいて、中・長期計画が策定されているが、収支計画と連動した内容までには至っていない。今後は、法人本部と連携する上で、把握した経営状況等を踏まえて、より園の課題を明確にした計画の策定が行われることを望みたい。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は策定されているが、収支計画が反映された内容となっていない。今後は、中・長期計画の収支状況等を踏まえて、単年度の具体的な取り組み内容が明示された計画の策定が行われることを望みたい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長を中心に法人本部と連携を図りながら事業計画を策定し、年度初めの職員会議で職員に説明し周知を図っている。事業計画の評価・見直しは、年度末の職員会議で行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度初めに入園のしおりや園だよりなどと一緒に配布して周知するとともに、新入園児の保護者には個別懇談で詳しく内容を説明している。日々の保育や行事の様子は、園内に写真を掲示したり、連絡アプリで情報公開したりするなど、保護者に分かりやすく周知するよう努めている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>今回が3回目の福祉サービス第三者評価の受審で、定期的に保育の質の向上に向けた取り組みが組織的かつ継続的に行われている。また、定期的に保護者アンケートを実施するほか、全ての職員を対象にした保育評価表による自己評価が実施され、職員一人ひとりの課題や園全体の課題の分析と把握を行い、具体的な改善策を検討している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の受審結果をもとに分析を行い、明確にされた園の課題は、職員間で情報共有するとともに、法人本部と連携しながら対応をしている。今後は、改善策を単年度の事業計画に反映させるなど、より計画的な取り組みが行われることも期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園長の役割と責任は、事務分掌表に園長不在時の権限委任等も含めて明文化されている。また、園長は組織的な園の運営・管理についても、自らの役割と責任を職員会議の中で表明している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 遵守すべき法令はリスト化して職員室に置き、職員がいつでも確認できるようにしている。また、園長は法令に関する研修会等に積極的に参加し、把握した情報は職員会議などを活用して、職員と共有を図っている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 年度当初に、保育体制の組織図を作成した上で、園長は、職員が意欲をもって業務に取り組めるように思いを伝えている。園長は、年2回保育評価表をもとに全職員と面談を行い、一人ひとりの目標達成に向けた助言をしている。また、園の課題の把握や分析を行い、改善に向けて継続的に助言するなどの指導力を発揮している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 人事・財務管理は法人本部が担い、定期的に園長と情報共有が行われている。園長は、「業務実効性の向上には、マンパワーが重要」と考え、職員の適性を考慮したチーム編成により事務分掌表等を作成し、効率よく業務を行えるように配慮している。また、法人と連携して柔軟な働き方ができる体制づくりに取り組んでおり、パート職員や保育補助職員等の人材確保にも努めている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園は、国の定める配置基準を満たした人員体制で運営され、非常勤職員として、以前に正規職員として働いていた職員を再雇用するなど、マンパワーの確保や強化に努めている。また、法人として、福祉人材確保計画を策定するほか、保育士・保育教諭の資格取得支援に関する規程を策定するなど、組織的に職員の定着に関する労務管理や人材確保に取り組んでいる。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針を踏まえた園独自の「期待する職員像」は明文化され、職員に周知している。職員の個人目標を達成するために、能力評価制度や保育士・保育教諭キャリアパスを整備するなど、様々な人材育成に向けた取り組みも行っている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、市勤労福祉サービスの福利厚生制度を活用している。年1回、全ての職員を対象に健康診断の受診やストレスチェックを実施するとともに、必要に応じて医師や保健師と相談できる機会を設けている。また、年2回園長は全ての職員と面談を行い、職員の就業状況や意向を把握し、勤務体制等を見直しながら、働きやすい職場環境づくりに努めている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、「期待する職員像」を職員へ周知するとともに、職員自らが作成した保育評価表をもとに年2回面談を行い、自己の課題分析のほか、目標達成に向けた取り組み状況の把握に努めている。また、年度末の面談時は、目標達成状況を確認し、職員へ助言を行っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育評価表を考慮した上で、職員一人ひとりの課題や就労状況等に応じて、研修計画を策定している。法人内の職員研修は、法人の基本方針に基づき、キャリアパスの階層に応じて研修を行うほか、新入職員の研修計画を作成し、施設見学のほか、オンライン研修などを計画的に行っている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>全ての職員に対して、園内のほか、外部研修を受講する機会が確保されている。研修受講後に、職員は研修参加報告書を作成し、回覧により全職員周知され、園全体の保育の質の向上に繋げている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れに関する「実習生オリエンテーションマニュアル」整備し、受け入れの際は、基本的な考え方や心構え、受け入れ窓口、手順等に基づいて行われ、保護者にも園だよりを活用して、周知している。実習期間中は担当職員が指導を行うほか、実習後の反省会では、園長が助言をしている。また、受け入れは保育科の学生のみならず、看護科や歯科衛生士科等幅広く対応をしている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<コメント> 保育園の理念・基本方針、保育内容は、入園のしおりやパンフレットなどに掲載し、公開されている。また、法人のホームページでは、法人の理念や取り組み、財務情報が公開され、運営の透明性の確保に努めている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<コメント> 経営・財務管理は法人本部が担い、定期的に園長と収支状況等が共有されている。また、外部の会計専門家による園の内部監査が年1回行われ、指導や助言を受けている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 年間の地域との交流計画を作成し、地域行事へ参加協力するほか、「ジュニア交通安全隊アトム(年長児)」による交通安全を呼びかける地域貢献活動を行うなど、継続的に地域との交流を図っている。また、併設の地域子育て支援センターでは、子育て相談やレクリエーション、育児講座などを開催し、地域の子育て家庭との交流の場として活用している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<コメント> 法人本部を窓口として、ボランティアの受け入れを行い、園の担当者を主任保育士や園長として対応をしている。受け入れの際には、受け入れ方針や活動内容、注意事項等を明示したマニュアルに基づいて説明を行い、必要に応じて同意書の提出を求めるなど、安心安全で有意義なボランティア活動が行えるよう配慮している。また、中学生の職場体験や高校生の交流体験などの受け入れにも協力している。保護者には、園だよりで周知している。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<コメント> 地域の関係機関をリスト化したものを職員室に掲示し、職員に周知している。園長は、関係機関との定期的な連絡会に参加するなど、日常的に連携を図りながら、協力体制の構築に努めている。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員との連絡協議会、情報交換会に参加するとともに、地域子育て支援センターに寄せられる相談対応などを通して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>把握した地域の福祉ニーズ等に基づき、地域子育て支援センター等の取り組みを通して、一時預かり保育事業や休日保育事業、育児相談会を実施するなど、地域における公益的な取り組みを行っている。また、公設の施設である為、有事の際には、市行政より園庭が指定緊急避難場所に指定されるとともに、近隣施設からの協力依頼により、災害発生時の一時避難場所等にも活用できるようにしている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりを尊重する基本姿勢は、理念・保育方針の中で明文化され、職員会議で、全職員に説明している。定期的に、子どもの人権を配慮した保育の実践が行われているかなど、日常的に保育内容を振り返るための「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、チェック結果や振り返りシートをもとに職員間で話し合い、共通理解を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な保育の中で、シャワーやオムツ交換時のパーテーションを利用するなど、プライバシーに配慮した保育を行っている。また、子どものプライバシー保護について、保育マニュアルの中に明示し、職員への周知を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針、園の特性や取り組みなど、保育所選択に必要な情報は入園のしおりやホームページ、パンフレットに明示している。また、希望に応じて、施設見学に対応したり、地域子育て支援センターのパンフレットを子育て家族に配布したりするなどの情報提供に努めている。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育サービスの提供内容を入園のしおりに記載するとともに、年度初めに、全ての保護者に配布している。保育の開始・変更の手順等、利用にあたって必要な情報を記載した重要事項説明書を玄関に掲示し、いつでも閲覧できるようにしているほか、必要に応じて個別に保護者等に説明をしている。また、新入園児の保護者には、入園説明会で園長等から詳しく説明をしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>他園への転園時には、引継ぎ書や証明書を作成して送付するとともに、必要に応じて電話連絡等で、転園先へ丁寧な引き継ぎを行っている。家庭保育への移行時は、一時保育や地域子育て支援センターの相談窓口を紹介するなど、保育の継続性にも配慮をしている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者には、保護者アンケートを実施するほか、公立委託園アンケートを実施し、利用者の満足度などを確認している。アンケート結果は職員会議で集計や分析、検討が行われ、具体的な課題を明確にしている。また、年2回保護者等との個別懇談で満足度などを把握し、集約された要望や意見に対して、柔軟に対応をしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園に苦情受付担当者を設置するなど、苦情解決の仕組みが確立され、入園のしおりにや掲示物等を活用して、保護者に周知している。苦情の申し出があった場合には、苦情解決の仕組みなどに基づいて迅速に対応し、朝礼やクラス連絡ノートを活用して、職員間で情報を共有している。必要に応じて、臨時職員会議を開催して解決策を検討したり、第三者委員に相談したりするなど、適切な苦情解決に努めている。保護者には、園だよりや文書を配布して、苦情への対応等を報告している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情・相談の仕組みは、入園のしおりに記載し、入園時に保護者等に説明をしている。また、送迎時など、日常的にも職員と気軽に相談できる体制があることを保護者に伝えるとともに、園内には意見箱を設置するなど、相談や意見を伝えやすい環境を整えている。さらに、相談スペースには地域子育て支援センターを活用し、園外部との相談にも随時対応をしている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>受け付けた苦情や意見は、園長不在時にも対応できる体制を整えている。緊急性の高いものは迅速に対応し、内容をクラス連絡ノートに記載して職員へ伝達している。必要に応じて、緊急の職員会議等を開催して検討や報告を行うなど、組織的に保育内容や運営等の改善に努めている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事故の発生時には、ヒヤリハットや事故報告書を作成し、内容等を職員に周知している。今後は、事故防止に関する担当者を決めるとともに、収集された事例からリスクに対する要因を分析し全ての職員で改善策を話し合う機会を設けるなど、事故防止に関するより具体的な取り組みの検討が行われることを望みたい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師が責任者となり、感染予防や感染症発生時のマニュアルを作成し、職員に周知している。看護師は、毎日園児の健康状態を把握し、保健日誌に記録を残している。また、保護者には、定期的に感染症に関する情報を園で作成する「保健だより」や掲示板を活用して周知し、注意喚起を行っている。感染症発生時は連絡アプリを活用し、迅速な情報提供に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>災害発生時に迅速に対応するために、様々な場面を想定した対応マニュアルを作成するとともに、年間計画表に基づいて避難訓練を実施している。消防や警察等の関係機関、近隣施設とも連携し、有事の際の安全確保に取り組んでいる。立地条件等から実際に想定される具体的な安全管理体制も整備され、実効性の高い取組を行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な保育の実施方法は、保育マニュアルとして文書化し、それに基づいた適切な保育サービスを提供できるよう努めている。保育マニュアルには、基本的な保育・支援に関する実施方法のほか、子どものプライバシーに関する姿勢も明示されるなど、保育の質の向上に繋がっている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法は、日常保育の中での職員の気づきや保護者の意見等に基づき随時現状を把握し、PDCAサイクルによって検討しながら職員間で共有している。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園で策定されたアセスメントシートを活用して、年度初めに子どもへのアセスメントが行われ、職員は発達状況等を把握している。アセスメント結果をもとに、個別の配慮事項や保護者の意向等が具体的に明示された個人別月指導計画等を作成し、より質の高い保育実践に繋げている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は、定期的に主任と副主任が評価・見直しをする仕組みを整備しており、状況に応じて、園長が指導や助言を行っている。また、計画の内容は職員会議で職員に周知し、保育の充実に繋げている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>統一した方法で記録された保育の実施状況は、園長と主任により確認や指導が行い、朝礼や職員会議で報告をしている。また、配慮が必要な子どもには個人シートを作成し、定期的に行われるケース会議において職員間で話し合うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、助言を受けている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が策定している個人情報保護マニュアルに基づき、適正に記録等を管理している。また、園独自のマニュアルも作成しており、個人情報に関する記録物は施錠できる場所に保管している。また、ホームページへの写真掲載など、保護者から個人情報提供に関する同意を取り、確認をしている。今後は、園独自のマニュアルの中に、開示請求時の対応や保存、廃棄の事項を追記するなど、より実効性が高まることも期待される。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c

所見欄

保育所保育指針のほか、園の保育理念・保育方針、保育目標、地域性などを考慮し、全体的な計画を作成している。年度末に全ての職員が参画して、計画内容を評価や検証を行うとともに、年度初めの職員会議で話し合い、新たな計画を作成している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

園庭の遊具は整備され、年齢に応じた様々な遊びを体験できるよう工夫している。また、生き物の飼育、季節の花や野菜の栽培などを通して、子どもが自然に触れられる機会をもち、基本方針に沿った「生きる力」の基礎を培う保育を実践している。保育室は、全体的に明るく見通しが良いほか、園内の危険箇所を職員が把握し、必要に応じて家具を梱包シートで覆っている。また、乳児室は、成長段階や発達に応じてパーテーションで仕切るなど、子どもが安心して過ごすための対策を講じている。室内を間仕切ることによって、一人ひとりが心地良く安心して過ごすことのできる生活・活動のスペースが確保され、心地良い室内環境を整えている。さらに、園務員が、毎日清掃・消毒などの衛生管理が行っており、子どもが気持ち良く過ごせるように配慮している。

子どもの家庭環境や保護者の意向を把握した上で、発達状況等に配慮した指導計画を作成し、子ども一人ひとりの気持ちを受容・共感をしながら、丁寧な保育実践に努めている。子どもと関わる姿勢は、園に明示している「期待する保育士像」を職員が理解し、共通認識をもって保育にあたっている。

0歳児は、一人ひとりの成育歴に配慮した個別指導計画等を作成し、1対1の応答的な関わりを大切にしながら、ゆったりとした保育を行っている。また、看護師を配置し、発達や健康状態に留意した保健的な対応をしている。

3歳未満児は、個別指導計画を作成し、子ども一人ひとりが自分でやり遂げた達成感を味わい、意欲に繋がるよう家庭と連携しながら、基本的な生活習慣の自立を目指した保育を行っている。保育室には、子どもたちの発達状況や興味・関心に即した遊具・玩具を用意されている。

3歳以上児は、自主的に好きな遊びを選択し、自由に遊べるよう工夫している。また、英語教室や茶道教室、体操教室、フラダンス、お話会など、外部講師による取り組みを実施するほか、5歳児対象の「ジュニア交通安全隊アトム」の交通安全啓発活動など、日常的に地域行事等へ参加することは、道後地区ならではの文化や歴史に触れる社会体験の場となり、子どもが自信をもって主体的に活動できる機会となっている。

障がいのある子どもには、家庭との連携のもと、個々の状況等が配慮された支援方法を職員間で検討し、それぞれの子どものに応じた適切な個別支援に努めている。必要に応じて個人シートを作成し、専門機関と連携を図りながら、就学へ向けた支援も行っている。

午後8時まで延長保育を実施し、通常保育から延長保育への引き継ぎは、クラスの伝達ボードによって行うほか、個人的な伝達事項は決められた様式に記録し、確実に保護者に伝わるよう工夫している。延長保育の保育室には、長時間保育の子どもが休息できる絨毯スペースを設置し、ゆったりと過ごせるよう配慮している。

定期的に地域の小学校と連携し、交流を図っている。スムーズに就学できるように、必要に応じて引き継ぎを行っている。保護者には、個別懇談等を通して、一人ひとりの状況を伝えながら、安心して就学を迎えられるよう配慮している。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

健康管理に関するマニュアルを作成しており、毎日看護師が、各クラスを巡回して子どもの健康状態を把握し、保健日誌に細かく記録を残している。睡眠チェックは、2歳児クラスまで行い、SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報は、「保健だより」等を通して、保護者や職員に周知している。また、法人の関連機関の歯科医院から歯科衛生士を迎え、毎月歯磨き指導を実施し、日々の保育実践に繋げている。

健康診断や歯科検診の受診結果は、決められた様式を用いて保護者に伝えられ、治療が必要な場合には受診を勧めている。

アレルギー疾患や慢性疾患を持つ子どもには、主治医の指示のもと、保護者と連携しながら適切な対応をしている。アレルギー除去食は、それぞれの名前入りのプレートを使用するとともに、チェックリストで確認後に、栄養士や調理員、担任の保育士と管理職が重ねて確認した上で提供し、誤食の防止に努めている。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

年齢に応じた食育年間計画に基づき、様々な食育に関する取り組みが行われている。年齢に合わせた食事の提供や援助、環境づくりなど、園長や栄養士を中心に毎月の給食会議で検討をしている。月1回の「食育の日」には、子どもたちが自ら調理を楽しみ、食に関する意識の向上に努めている。また、月1回の「わくわくデー」には、バイキング給食を提供するなど、楽しい雰囲気の中で食事が摂れるよう工夫している。

栄養士が、保育室を巡回して、子どもたちの意見や食事状況を把握し、メニューに反映させている。また、安全な食事を提供するために、入園時に、子どもの食事状況は保護者と丁寧な情報共有をしている。特に0歳児は、未摂取食材の確認や離乳食の形状、種類、摂取方法などを十分保護者と連携・共有した上で、一人ひとりの成長や個人差等に配慮しながら、食事を提供している。

衛生管理マニュアルが策定され、給食従事者には、「健康観察・服装・衛生確認チェック票」による衛生状況の確認を毎日行うなど、園全体で適切な衛生管理に努めている。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

<p>1・2歳児には連絡帳を活用し、日々の子どもの様子を保護者と共有することで、信頼関係の構築に努めている。日々の保育の様子を各クラスのボードに掲載したり、連絡アプリを活用して、子どもの様子をリアルタイムで保護者に知らせたりするなど、園の様子を共有している。また、毎月園だよりやクラス便りの発行するほか、保育参観や親子参加等の行事、家庭訪問、個別懇談など、コロナ禍が続いていた中においても、可能な限り保護者との連携を深められるよう工夫している。</p>
--

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

所見欄

<p>職員は子どもの心身の様子に気を配り、小さな変化や気づきを保護者に伝えたり、日々の会話から保護者の状況を理解したり、気持ちに共感するなど、寄り添いながら保護者との信頼関係の構築に努めている。また、いつでも職員と気軽に相談できる体制があることを保護者に伝え、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。入園のしおりに、子育てに関する悩み相談窓口を明記し、入園式で説明をしている。日頃から行政機関と連携を図りながら、必要に応じて、子育て支援の関係機関へ情報提供をしている。</p> <p>虐待対応マニュアルが整備され、日常的に職員は、子どもの心理状況や家庭の状態の把握に努め、権利侵害のある子どもの早期発見や虐待防止に繋げている。</p>
--

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

所見欄

<p>職員は自らの保育実践を振り返り、年2回保育評価表に基づいて園長と面談を行い、指導や助言を受けている。日々の保育は、日常的に職員同士の意見交換を通して、新たな課題を発見するなど、職員の相互のコミュニケーションが意識の向上に繋がっている。また、職員から出された意見等を主任保育士等が集約して評価や分析を行うとともに、定期的に職員会議を活用して園長から助言を行うことで、園全体の質の向上に努めている。</p>
--